

感染症の予防及びまん延の防止の ための指針

社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
総合福祉施設 のぞみの園

令和4年1月

目 次

1. 本指針の目的.....	1
2. 施設における感染症の予防及びまん延の防止に関する基本的考え方.....	1
3. 対策を実施する主な感染症について.....	1
4. 感染症対策委員会その他施設内の組織に関する事項について.....	2
5. 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修に関する基本方針.....	3
6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備.....	4
7. 平常時の対応.....	4
8. 感染症まん延防止の徹底.....	5
9. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項.....	5

1. 本指針の目的

社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会総合福祉施設のぞみの園の理念に基づき、感染症予防に努めるとともに、発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、入居者・利用者が安全で快適なサービス提供が受けられるよう、この指針を定めます。

2. 施設における感染症の予防及びまん延の防止に関する基本的考え方

高齢者介護施設及び在宅介護相談対応の部署（＝以下、高齢者介護施設等）は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が、集団で生活する場であり、出入りする場です。このため、高齢者介護施設等は感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。また、感染自体を完全になくすることはできないことを踏まえ、感染の被害を最小限にすることが求められます。このような前提に立って、高齢者介護施設等では、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図るものとします。

3. 対策を実施する主な感染症について

- ①インフルエンザウイルス
- ②感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- ③ウイルス性肝炎
- ④食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- ⑤薬剤耐性菌感染症（MRSA等）
- ⑥新型コロナウイルス
- ⑦その他の感染症

4. 感染症対策委員会その他施設内の組織に関する事項について

○当施設では、感染症の予防及びまん延の防止に努める観点から、「感染症対策委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は施設長とし、構成員は各拠点部長、又は施設長が指名した各拠点看護師保健師を中心とした職員とします。

【東九条】

- ・京都市東九条特別養護老人ホーム、東九条のぞみショートステイ
- ・京都市東九条老人デイサービスセンター（東九条のぞみデイサービス）
- ・京都市東九条地域包括支援センター
- ・東九条のぞみ支援センター（居宅介護支援）

【島原】

- ・京都市島原老人デイサービスセンター（島原のぞみデイサービス）
- ・京都市島原地域包括支援センター
- ・島原のぞみ支援センター（居宅介護支援）

【崇仁】

- ・京都市崇仁老人デイサービスセンター（崇仁デイサービスうるおい）
- ・京都市下京・東部地域包括支援センター

【嘱託医・産業医】

締結する協力医療機関

○開催頻度

基本的に定例会として月1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

○検討内容

- ・施設内感染症対策の立案・検証・修正
- ・各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ・職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ・感染症発生時の対応と分析と今後の対策の検討

※最終決定は経営会議にて行う。

5. 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修に関する基本方針

- 職員に対する感染対策の基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。
- 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 感染対策の基本的考え方の理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の対応について、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習等訓練（シミュレーション）実施
- サービス種別毎に定められた回数の研修を実施します。また、新規採用時には必ず感染対策のための研修を実施します。
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

【感染症対策マニュアル】

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し定期的に見直しを行います。

【事業継続計画】

新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービス提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行います。

7. 平常時の対応

以下を平常時から徹底するとともに、感染症対策マニュアルを参照する。

【職員の標準予防策の徹底】

- ①健康管理
- ②出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒
- ③勤務中のマスク着用
- ④1 ケアごとの手洗い・手指消毒
- ⑤体調不良時の早期報告・対応
- ⑥ワクチン接種（勧奨）
- ⑦必要時の防護具の着用

【入居者・利用者への呼びかけ】

- ①飲食前後、外出後、排泄後の手洗い・うがい・手指消毒
- ②デイサービス・ショートステイ利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③利用時のマスク着用
- ④体調不良時のデイサービス・ショートステイの利用中止
- ⑤ワクチン接種（勧奨）

【ご家族及び来所者への呼びかけ】

- ①入館時の手指消毒・マスク着用・検温
- ②体調不良時の入館制限

8. 感染症まん延防止の徹底

職員又は入居者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行います。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

- ① 職員の規定された日数の出勤停止。
- ② 嘱託医・産業医と相談し、必要時、行政へ連絡。
- ③ 関係機関への連絡。必要時、法人内での他部署へ協力依頼。

9. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

改訂 令和 4 年 5 月 16 日付

令和 5 年 6 月 1 日付

令和 6 年 4 月 1 日付

令和 7 年 4 月 1 日付

令和 8 年 4 月 1 日付